

鳥取県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業給付金（以下「本給付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本給付金は、賃金・物価上昇の影響を受けている医療機関等の状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇や経営の改善に繋げるための給付金を支給し、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(給付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別紙に定める事業の対象となる者に対し、予算の範囲内で本給付金を交付する。

- 2 本給付金の額は、別紙に定める給付金の支給額（消費税及び地方消費税を除く。）以下とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 この給付金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省が行う、本給付金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本給付金の交付申請は、別紙様式1により、知事が別に定める日までに行わなければならない。この場合においては、当該書類を規則第5条で規定する申請書並びに同条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

(交付決定の時期等)

第5条 本給付金の交付決定は、原則として、前条に定める交付申請の書類を県が受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 本給付金の交付決定通知は、様式第1号によるものとする。
- 3 知事は、前項の通知を行った後に給付金を支給する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本給付金の増額以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる様式により、次に掲げる日までに行わなければならない。この場合においては、当該書類を規則第17条第1項で規定する実績報告書並びに

同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

(1) 別紙に定める「1. 診療所等物価支援事業」は、別紙様式1により、交付申請の日

(2) 別紙に定める「2. 診療所等賃上げ支援事業」は、別紙様式2により、交付申請の日

2 本給付金の交付額の確定通知は、申請書及び実績報告書を同時に提出する場合にあっては、様式第3号によるものとする。なお、様式第3号による交付額の確定通知は、第5条第2項の交付決定通知を兼ねるものとする。

(給付金の返還)

第8条 別紙に定める補助金の返還についての事項に該当する場合、支給を行った給付金の一部又は全額の返還を求めるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本給付金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

1. 診療所等物価支援事業

(1) 目的

本事業は、医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局（いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(2) 本事業の内容

有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局（以下「対象施設」という。）に対して（3）に定める額を支給する。

(3) 給付金の支給額

・有床診療所（医科・歯科）

使用許可病床数（※1）×13千円（※2）

（※1）医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和7年度に繰り越して実施）により同年8月2日以降に削減した病床数を除くこと。以下同じ。

（※2）使用許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を支給する。

・無床診療所（医科・歯科）

1施設×170千円

・所属する同一グループ内の保険薬局の数（※3）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局

1施設×85千円

・所属する同一グループ内の保険薬局の数（※3）として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局

1施設×75千円

・所属する同一グループ内の保険薬局の数（※3）として20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局

1施設×50千円

（※3）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。以下同じ。

(4) 留意事項

① 歯科技工所への対応について

給付金の支給を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

② 給付金の支給について

ア 給付金の支給を受けようとする対象施設は鳥取県知事に対して鳥取県知事が必要と認める書類を添えて申請を行う。

イ 鳥取県知事は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

③ 給付金の返還について

鳥取県知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、鳥取県知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

④ 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省医政局医療経営支援課（薬局については同省医薬局総務課）と協議の上、決定する。

2. 診療所等賃上げ支援事業

(1) 目的

本事業は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーション（いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）に対して賃上げに必要な経費として給付金を支給し、確実な賃上げに繋げることを目的とする。

(2) 本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）のうち、

ア 有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護ステーションは令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ている施設

イ 薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

とする。

（※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価

料」、「入院ベースアップ評価料(医科)」、「入院ベースアップ評価料(歯科)」、
「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

(※2)「賃金改善報告書」(別紙様式2)において令和8年6月1日から令和8年度
診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告す
ることとする。

(3) 本事業の対象者

本事業による賃上げ支援の対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結し
ている者(非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。)であり、次に掲げる者以外
であること。

- ①対象医療機関等の管理者
- ②対象医療機関等を開設する法人の理事長
対象医療機関等を運営する個人事業主
- ③薬局の開設者

(4) 給付金の支給額

- ・有床診療所(医科・歯科)
使用許可病床数×72千円(※)
(※)使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円を支給する。
- ・無床診療所(医科・歯科)
1施設×150千円
- ・訪問看護ステーション
1施設×228千円
- ・所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下(当該保険薬
局を含む)である保険薬局
1施設×145千円
- ・所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下(当該保険
薬局を含む)である保険薬局
1施設×105千円
- ・所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上(当該保険薬局を含む)
である保険薬局
1施設×70千円

(5) 本事業の内容

本事業は対象医療機関等に給付金を支給し、対象医療機関等がこれを活用して対象
職員の賃金改善を行うことを目的とする。

(6) 賃金改善(※)の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、
対象職員のベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下
同じ。)を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又
は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から
対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月まで

の4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

(※) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

(※) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

(※) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることができない。

(7) 留意事項

①本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

②補助金の返還について

ア 本事業では、やむを得ない場合を除き、対象医療機関等が令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、6月1日からベースアップを実施したことを確認する。

具体的には、令和8年8月1日までに「賃金改善報告書」を鳥取県知事に提出し、鳥取県知事において（4）で算定した支給額の全部が（6）の内容に充てられていることを確認する。

イ アの確認の結果、（4）で算定した支給額の全部又は一部が（6）の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定する。

ウ 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引

き続き診療等を継続している等、鳥取県知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

エ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合は給付金の全部の返還を求める。

③本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省医政局医療経営支援課（薬局については医薬局総務課）と協議の上、決定する。